

匝瑛市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月5日(金)午後3時から午後4時10分まで

2 開催場所 匝瑛市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (15名)

1番 椎名弘 委員	2番 滝田博司 委員
3番 伊藤明美 委員	5番 塚本一治 委員
6番 加瀬安男 委員	7番 大木正俊 委員
8番 土屋玲子 委員	9番 佐藤和 委員
11番 玉澤幸雄 委員	12番 高品文敬 委員
13番 鈴木茂 委員	14番 布施陽子 委員
15番 佐藤郁太郎 委員	16番 布施行雄 委員
17番 小林須美子 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番 林博之 委員	19番 太田孝夫 委員
20番 小林重紀 委員	21番 椎名正和 委員
22番 平山敏之 委員	24番 金城ハル子 委員
25番 土屋功 委員	26番 関口孝男 委員
27番 寺本利幸 委員	28番 江波戸和男 委員
29番 秋山菊次 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (2名)

4番 戸村光男 委員	10番 石橋慎司 委員
------------	-------------

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

23番 宇野恵三郎 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

議案第2号 令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者（農業委員会事務局）事務局員 3 名
（農林水産課）職員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和 6 年 7 月農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は高品会長にお願いします。

議 長 本日の出席農業委員は 17 名中 15 名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、11 番玉澤幸雄委員、13 番鈴木茂委員を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議 長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る 7 月 3 日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長より報告をお願いいたします。

7 番 農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る 7 月 3 日、午後 2 時 15 分より、市民ふれあいセンター 2 階会議室において、農地農政委員会を開催いたしました。
内容につきましては、令和 6 年 6 月 28 日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま
す。
計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。
本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしくお願いま

す。

議 長 農地農政委員長からの報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第2の議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

3番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る7月3日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和6年6月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当

と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、江波戸和男委員、鈴木茂委員、土屋玲子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号5番と6番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は退席をお願いします。

(江波戸和男委員 退席)

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号5番と6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の利用権設定関係の番号5番と6番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号5番と6番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号5番と6番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号5番と6番について、採決に入ります。

議案第2号の利用権設定関係の番号5番と6番について、原案のとおり決

することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議 長 江波戸和男委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
次に、利用権設定関係の番号7番について、審議・採決いたします。鈴木茂委員は退席をお願いします。

(鈴木茂委員 退席)

議 長 鈴木茂委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の利用権設定関係の番号7番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号7番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号7番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号7番について、採決に入ります。

議案第2号の利用権設定関係の番号7番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(鈴木茂委員 着席)

議 長 鈴木茂委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
続いて、利用権設定関係の番号10番と11番について、審議・採決いたします。土屋玲子委員は退席をお願いします。

(土屋玲子委員 退席)

議 長 土屋玲子委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号10番と11番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の利用権設定関係の番号10番と11番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号10番と11番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号10番と11番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計

画(案)について」、の利用権設定関係の番号10番と11番について、採決に入ります。

議案第2号の利用権設定関係の番号10番と11番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(土屋玲子委員 着席)

議 長 土屋玲子委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
利用権設定関係の番号5番、6番、7番、10番、11番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号5番、6番、7番、10番、11番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号5番、6番、7番、10番、11番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号5番、6番、7番、10番、11番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、利用権設定関係の番号5番、6番、7番、10番、11番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題
といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番と3番は所有権移転に関す
る件で、番号2番と4番は利用権設定に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から4番について議案書を基に朗読】

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2
項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

16番 番号1番について、譲受人は、経営規模拡大のための所有権移転で許可要
件に問題はないと思われます。

13番 番号2番について、譲受人は、農業経営実施計画書等により耕作を開始す
ることが具体的に確認できるため、許可要件に問題はないと思われます。

11番 番号3番について、譲受人の作業の効率化を図るための売買による所有権
移転で、許可要件に問題はないと思われます。

番号4番について、譲受人は経営規模拡大のための賃借権の設定で、許可
要件に問題はないと思われます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、建売住宅用地として田504㎡のうち271.15㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9番 番号1番について、譲受人は建売分譲住宅の建設を計画しています。申請地の農地区分は第2種農地相当で問題ないと考えます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号の番号1番について、採決に入ります。
議案第4号の番号1番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条6項の規定による通知が2件ありました。内容については記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

議案第2号 令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和6年7月5日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。